

原子力災害対策の財政措置の拡充について

【担当省庁】 経済産業省、文部科学省

国策として原子力を推進してきた背景、福島第一原子力発電所での事故の実態等を踏まえ、従来の E P Z 圏内だけでなく、本府が設定した E P Z (20 km) 及び、今後導入が見込まれる U P Z (30 km) 圏内に係る資機材整備等に要する財政措置について御配意いただきますようお願いします。

経済産業省の概算要求

原子力発電施設緊急時安全対策交付金事業 94.9 億円

原子力発電施設等の事故に備えるため、事前の対策を講じるための費用を交付することにより、もって住民の生命・財産の安全の確保に資することを目的とする。

緊急時連絡網整備事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業、緊急事態応急対策拠点施設整備事業の 4 事業を対象とする。

文部科学省の概算要求

放射線監視等交付金事業

90.3 億円

○ 放射線監視機械施設等整備事業

放射線監視事業を行うために必要な施設、設備及び備品を整備する事業

○ 放射線監視事業

原子力発電施設周辺の放射線量及び空気中、水中その他の環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況等を調査する事業

京都府からの要望

1 緊急時安全対策交付金事業に係る予算措置

- ① 上記交付金事業における本府交付額を、国において検討を進められている U P Z (30 km) を算定基準とし、防災指針や防災基本計画が改定されるまでの間においても、地方自治体が行う原子力防災対策に係る費用について、所要の財源措置を講じること。

- ② さらに、U P Z 圏外の P P A 圏（50km）については、ヨウ素剤服用等の対策を準備するための地域であることから、ヨウ素剤の配置に必要な財源措置を講じること。
- ③ 的確な拡散予測の情報を基に、自治体の避難計画が策定できるよう、S P E E D I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を自治体が活用できるようにすること。
- ④ 特に、子ども、老人、障がい者等の社会的弱者の緊急避難時の安全確保に十分な対策が講じられるよう支援すること。

2 放射線監視等交付金事業に係る予算措置

- ① 上記交付金事業における本府交付額を、国において検討を進められているU P Z（30km）を算定基準とし、モニタリング指針が改定されるまでの間においても、圏内の監視に必要なモニタリングポスト、LPGモニタリングカー、テレメータシステム等資機材の整備や調査並びに情報発信について所要の財源措置をとること。
- ② さらに、U P Z 圏外の P P A 圈（50km）においても、地方公共団体が行うモニタリングポスト、LPGモニタリングカー、テレメータシステム等資機材の整備や調査並びに情報発信に係る費用について、所要の財源措置を講じること。

京都府の現状・課題等

◆ 京都府における原子力災害対策について

本府では福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、『原子力防災対策暫定計画（高浜及び大飯発電所編）』を策定し、E P Z の拡大（原発から半径 20 km）や、初期被ばく医療機関の追加指定を行うとともに、関係市町の避難計画策定、モニタリングポストの増設（7ヶ所→23ヶ所）等を進めています。

今後、速やかに原子力防災資機材等の整備を進める必要がありますが、立地県並みの原発周辺人口を擁する本府において地域住民の安心・安全を確保するためには、緊急時安全対策交付金等を活用した更なる財源措置が必要です。

原子力発電所周辺人口

単位:千人

○高浜発電所

	京都府	福井県
10km圏内	13 舞鶴市、綾部市	13
20km圏内	90 舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町	22
30km圏内	134 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町	54

○大飯発電所

	京都府	福井県
10km圏内	0	24
20km圏内	4 舞鶴市、綾部市、南丹市	58
30km圏内	67 京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町	78

◆ 京都府における放射線監視について

本府では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、いち早くモニタリング体制を独自に強化し、さらに国（文部科学省）の二次補正を受けて環境放射能水準調査の1mポストを9基設置するなど、モニタリング体制（23基）の強化に努めています。

国はE P Zに変えU P Zを設定する予定であり、これに伴い、「O I L（運用上の介入レベル）」に基づく判断（即時避難、屋内待避等）を行うため、数時間以内にモニタリングを行う体制を整備する必要があります。また、U P Z（30km圏）、P P A

（50km圏）と範囲が広がることもあり、地域住民の安心・安全を確保するためには、放射線監視等交付金等を活用したさらなる財源措置が必要です。

現 状	改 訂 後
【京都府地域防災計画】	【国で検討中のもの】 I A E A（国際原子力機関）の規定
レベル1：屋内待避 5～10ミリシーベルト（積算線量）	O I L 3：ヨウ素投与 1マイクロシーベルト／時
レベル2：コンクリート建屋に待避 10～50ミリシーベルト（積算線量）	O I L 2：一時避難 100マイクロシーベルト／時
レベル3：避難 50～ミリシーベルト（積算線量）	O I L 1：即刻避難 1000マイクロシーベルト／時
積算線量計 28箇所設置	

【京都府の担当部局】

府民生活部 危機管理・防災課 075-414-4474
 文化環境部 環境管理課 075-414-4709
 健康福祉部 医療課 075-414-4744